

# 国民健康保険

もりおかの

市の国民健康保険（国保）に加入している皆さんへ、29年度の「国民健康保険税納税通知書」の発送は7月10日です。また、8月から使える「国民健康保険被保険者証」を7月下旬に発送します。  
【広報ID】1003549

## 1 保険証が届いたら～3つのチェックポイント～

### チェック1

氏名の欄に自分の名前が入っているか確認しましょう。台紙に貼った状態で送りしますので、剥がして使ってください。

表

国民健康保険被保険者証	有効期限	平成30年 7月31日
記号番号	1111-22222	
氏名	国保太郎	
生年月日	昭和30年 1月 1日	性別 男
資格取得年月日	平成25年 4月 1日	
交付年月日	平成29年 8月 1日	
世帯主氏名	国保太郎	
住所	岩手県盛岡市内丸12番2号	
保険者番号	030015	保険者名 盛岡市

※今回送る保険証は青色です

### チェック2

社会保険など、他の健康保険に変わったのに保険証が届いていませんか？ その場合は、健康保険給付係が都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課、各支所へ届けてください。

有効期限は原則7月31日ですが、  
①後期高齢者医療制度へ移行予定  
②市外に住所がある学生で卒業予定年度である——のいずれかに該当する場合は、その他の日付になっていることがあります。

### チェック3

臓器提供意思表示欄の記入は任意です。署名する場合は説明をよく読み、油性ボールペンなど字が消えない筆記具で書いてください。  
【問】日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069

住民票上の世帯主が国保に加入していない場合でも、保険証の世帯主氏名の欄には、住民票上の世帯主の名前が入ります。加入者全員分の保険証を世帯主へ送ります。ただし、国保に加入している人を「国保上の世帯主」に変更したいときは、届け出をしてください。

裏表

注意事項 保険給付等関係等においてお墨付を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表明することができます。記入しなくても構いません。記入しない場合は、申請書に記入してください。

- 私は、臓器提供を希望する旨を記載し、臓器提供を希望します。
- 私は、臓器提供を希望しません。
- 私は、臓器提供を希望しません。臓器提供に関する詳細については、臓器提供を希望しません。

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・脳臓】

（特記事項）

署名年月日： 年 月 日

本人署名（捺印）： 実印署名（捺印）：

## 2 高齢受給者証は保険証と一緒に送ります

70歳から74歳までの人に、8月1日から使える「国民健康保険高齢受給者証」を保険証と一緒に送ります。対象になる人は次のとおりです。自己負担割合は年齢や所得によって異なります（表1のとおり）。

【対象】後期高齢者医療制度に加入していない人で①すでに高齢受給者証を持っている②今年の7月2日から8月1日までに70歳になる——のいずれかに該当する  
【問】給付係

国民健康保険高齢受給者証（水色）

区分	年齢	自己負担割合
1割	70歳～74歳	1割
2割	75歳～79歳	2割
3割	80歳以上	3割

高齢受給者証は自己負担割合を示す証明書です



医療機関を受診するときは、保険証と一緒に提示してください

表1 自己負担割合

割合	対象
1割	昭和19年4月1日以前に生まれた人で、3割に該当しない人
2割	昭和19年4月2日以降に生まれた人で、3割に該当しない人 その世帯の70～74歳までの国保加入者が、次に該当する①住民税の課税所得が145万円以上の人②全員の年収の合計が520万円以上（1人の場合は383万円以上）
3割	

## 3 医療費の自己負担限度額（月額）が変わります

70歳から74歳までの人の、医療費の自己負担限度額が8月から変わります。詳しくは表2-1・2のとおりです。  
【問】給付係

表2-1 7月まで

適用区分	外來（個人ごと）	外來+入院（世帯ごと）
一定以上所得者※1	4万4400円	8万100円（多数回4万4000円※4）
一般※2	1万2000円	4万4400円
住民税 II	8000円	2万4600円
非課税世帯※3 I		1万5000円

表2-2 8月から

適用区分	外來（個人ごと）	外來+入院（世帯ごと）
一定以上所得者※1	5万7600円	8万100円（多数回4万4000円※4）
一般※2	1万4000円 （年間上限1万4000円）	5万7600円 （多数回4万4000円※4）
住民税 II	8000円	2万4600円
非課税世帯※3 I		1万5000円

※1 高齢受給者証の自己負担割合が3割の世帯の人  
※2 一定以上所得者を除く住民税課税世帯の人  
※3 国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ所得が0円（年金収入のみ）は年齢が80万円以下）の場合は「住民税非課税世帯Ⅰ」に、それ以外の場合「住民税非課税世帯Ⅱ」になります  
※4 過去12か月以内3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります

変更になった部分

## 4 医療費が高額になるときは申請を

住民税課税世帯の人には「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯の人には「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をお勧めします。これらを医療機関へ提示すると、支払いが1か月当たりの自己負担限度額まで抑えられます。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代も減額されます。保険証

と印鑑を持参し、健康保険給付係が都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で手続きしてください。8月以降も認定証が必要なときは、8月1日以降に手続きすると、その月の1日から有効な認定証を渡します。  
【問】給付係

## 5 国保税の納付を忘れずに

納税通知書が届いたら、表3の期限までに納税通知書を持参し、納めてください。

なお、次に該当する世帯の国保税は世帯主の年金から6回に分けて天引きします。新たに年金から天引きになる世帯主には、事前にお知らせします。

【対象】国保加入者全員が65歳から74歳までの世帯で①世帯主が年間18万円以上の年金を受給②世帯主の介護保険料と国保税の合計額

が年金受給額の2分の1以下——のいずれかに該当する  
【問】賦課係

### 便利で確実な口座振替

国保税の納付には、納め忘れのない口座振替がお勧め。納税通知書につづり込まれている口座振替依頼書と通帳、金融機関の届け出印を持参して、金融機関の窓口でお申し込みください。また、市役所窓口ではキャッシュカードでも申し込みができます。  
【問】徴収係

表3 29年度の納期限

納期	期限	納期	期限
第1期	7月31日(月)	第5期	11月30日(木)
第2期	8月31日(木)	第6期	12月25日(月)
第3期	10月2日(月)	第7期	来年1月31日(水)
第4期	10月31日(火)	第8期	来年2月28日(水)

コンビニや東北八県内のゆうちょ銀行でも納付できます

## 6 国保税の軽減・減免制度があります

前年の所得が基準に満たない世帯は、国保税の軽減の対象となります。ただし、市・県民税や所得税の申告がされていないと、対象になるかどうかの判断ができません。所得がない場合も、必ず申告しましょう。  
【問】賦課係

### 雇用保険受給者の軽減

雇用保険の特定受給資格者\*または特定理由で離職者\*は、申請により国保税が軽減される場合があります。

\*雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

### 国保税の減免

災害や病気など特別な理由で国保税の納付が困難な場合、国保税が減免されることがあります。減免は納期限前までに申請することが必要で、納期限が過ぎた期別は減免できません。

### 介護保険適用除外施設の入所へ

40歳から65歳までの人のうち、法令で定める介護保険適用除外施設に入所・入院している人は、国保税の介護納付金分が免除されます。ただし届け出が必要で、

### 原子力発電の事故による避難者へ

東日本震災により、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく避難や、特定避難勧奨地点からの避難をしている人は、申請により国保税が減免になる場合があります。

## 7 医療費の一部負担金の免除など

医療機関の窓口で支払う一部負担金について免除や減免、助成などを受けられることがあります。対象は次のいずれかに満たしている人。申請が必要です。

【対象】①東日本震災で被災した②災害や事業の休・廃止により収入が激減した③収入や預金が生活保護基準より少ない——のいずれかに該当する  
【問】給付係

## 問い合わせや届け出、相談は健康保険課

（市役所別館1階）

- 保険証・医療給付・訪問保健指導給付係 ☎613-8436
- 納税通知書・課税内容課係 ☎613-8437
- 国保税の納付・相談徴収係 ☎613-8438

### 納付困難な場合は早めに相談を

納期限までに納付しないと、延滞金が発生するほか、次の措置を受ける場合があります。

- 通常よりも有効期限が短い「短期被保険者証」の交付
- 滞納処分（財産の差し押さえ）
- 医療費の全額を一時的に自己負担する、資格証明書の交付

事情により納付が困難な場合は、早めにご相談ください。  
【問】徴収係

## 保健師による家庭訪問で生活習慣病悪化を防止

市は、生活習慣病の人の合併症や、運動機能低下による寝たきり、要介護になることを予防するため、訪問保健指導を実施しています。

【内容】対象者の自宅を保健師が訪問して、健康状態の相談に応じるほか、その人に合った食事や運動を提案します

【対象】国保加入者で、次のような人に連絡します。①1か月に何度も医療機関を受診している②同じ診療科で複数の病院に通っている③健診で生活習慣病になる危険度が高いと診断された④整形外科や接骨院で長期の施術を受けている  
【問】給付係



納税通知書と一緒にパンフレットを同封しています。ぜひ、ご覧ください。

詳しくは、国保の制度を

